

○街頭消火器設置事業補助金交付要綱

平成29年 6 月 23日 要綱第91号

改正

令和 6 年10月30日 要綱第109号

街頭消火器設置事業補助金交付要綱

街頭消火器設置補助事業補助金交付要綱（昭和57年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、火災に対する初期消火体制を確立するため、町内会が街頭に消火器又はその格納箱（以下「消火器等」という。）を設置（既存の消火器等の更新を含む。）する事業に係る経費について補助する街頭消火器設置事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（町内会）

第2条 前条の町内会は、犬山市行政連絡事務等委託規則（昭和55年規則第27号）第3条に規定する区域（複数の区域からなり、火災予防に関する事業を一体的に行う団体を含む。）とする。

（交付の条件）

第3条 市長は、規則第5条第1項の決定に当たっては、次の条件を付すものとする。

- （1） 街頭の見やすくかつ容易に使用できる位置に、粉末消火器（A B C 10型以上）を格納箱に納めて設置するものとする。
- （2） 消火器等には、設置した町内会の名称及び設置年月を表示すること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、消火器等の設置に要する経費の2分の1

に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その上限は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	単 位	上 限 額
消 火 器	1 基	4,000円
格 納 箱	1 箱	3,000円

2 補助金の交付の対象となる消火器等は、一の町内会につき消火器10基及び格納箱10箱を限度とする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則（平成29年7月19日要綱第120号）

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則（令和6年10月30日要綱第109号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。